解散公告

当社は、平成二十五年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

長崎市つつじが丘五丁目四番二四号

有限会社庄司商店

清算人　庄司　祥子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

東京都千代田区一ツ橋二丁目六番二号

財団法人青鳥会

清算人　和田　明

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十五年十月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

東京都板橋区小豆沢二丁目八番二二号

財団法人健康管理事業団

清算人　濱田　龍二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月一日開催の第五十七回臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

三重県松阪市南町一五三番地九

社団法人三重県航空協会

代表清算人　岡井　紀道

解散公告（第一回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十五年八月十二日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

福岡県田川市中央町一番一号

田川市土地開発公社

代表清算人　松岡　博文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

佐賀県佐賀市多布施二丁目二番三十号

財団法人佐賀保育園

代表清算人　松永　勝人

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年八月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

札幌市中央区大通東三丁目二

北海道電気工事業厚生年金基金

代表清算人　尾池　一仁

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年九月十日、山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

山形県西村山郡大江町大字左沢八八二番地の一

西村山西部地区土地開発公社

清算人　鈴木　廣志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日開催の理事会の決議を経て、名古屋港管理組合管理者の承認を受け、同年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

名古屋市港区入船一丁目六番三号

財団法人名古屋港船員厚生施設運営会

清算人　中山　武彦

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

広島県福山市神辺町大字川北八九五番地の一

財団法人神辺川南会

代表清算人　今川　剛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

山口県防府市栄町二丁目三番四号

社団法人山口県ボウリング場協会

代表清算人　吉本　幸治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

宮城県気仙沼市港町四番一九号

財団法人気仙沼労働福祉会館

代表清算人　阿部　泰兒

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

石川県小松市糸町二番地一二号

社団法人小松繊維産業協会

代表清算人　西　紀幸

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年九月十九日瑞浪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

岐阜県瑞浪市上平町一丁目三一番地

瑞浪市下益見土地区画整理組合

清算人代表　中島　基行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

奈良県宇陀市榛原石田一四七―二番地

財団法人伊那佐協和会

代表清算人　山田　邦雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月九日

高知県土佐郡土佐町土居一九四番地

財団法人土佐町開発財団

代表清算人　和田　守也

第４期決算公告　平成25年10月９日

東京都千代田区富士見二丁目14番36号

株式会社インタラック

代表取締役　松本　清一

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,134,406
	固定資産	1,528,537
	資産合計	**2,662,944**
負純資産の債及び部	流動負債	973,571
	固定負債	59,183
	株主資本	1,630,245
	資本金	50,000
	剰余金	1,950,000
	利益剰余金	△9,754
	（うち当期純損失）	(24,352)
	自己株式	△360,000
	評価・換算差額等	△55
	負債・純資産合計	**2,662,944**